

答 申

1 審査会の結論

諮問第88号案件「審査請求人に関する相談記録」について、一部開示とした決定は妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件の審査請求は、平成29年4月3日付けで世田谷区長に対し、審査請求書が郵送により提出され、平成29年4月4日に受理された。

本件審査請求の趣旨は、世田谷区個人情報保護条例（平成4年3月世田谷区条例第2号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「請求者が●●●●で相談したときの記録全て」の個人情報等開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、世田谷区長が平成29年3月15日付けで行った一部開示決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書、反論書及び意見陳述によって主張している審査請求の主な理由は、次のとおりに要約される。

ア 審査請求書提出時、審査請求人は●●●●の管轄に居住しておらず、●●●●は当該事務を行う必要すらない。さらに、反論書提出時は既に世田谷区からも転出しており、一切区の相談・支援事務の適正な遂行に支障を及ぼす余地すらない。むしろ審査請求人は、処分庁である実施機関（以下単に「実施機関」という。）が適正な所見を持ち、福祉事務所へと情報連携した証明をしようとしている。

イ 非開示とした部分は、実施機関の主張する条例第21条第7号イからニまでのいずれにも非該当の為、失当である。また、たとえ行政職員の個人名等が非開示理由に該当しているとしても、処分庁は範囲を拡大解釈しているに過ぎない。

ウ 本件請求対象文書の内容は、別途係争中の裁判の争点でもあり、当時の世田谷区が把握していた審査請求人に対する所見等を非公開とする理由が、裁判引き伸ばし以外見当たらない。

3 審査請求に対する実施機関の説明

実施機関が、本件処分について、弁明書及び口頭による説明で主張している内容は、次のとおりに要約される。

(1) 条例第21条第7号は、開示請求に係る保有個人情報に「実施機関が行う事務又は事業に関する情報であって開示することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある

るもの」が含まれている場合、「行政運営情報」として、当該保有個人情報を非開示とすることを定めている。

- (2) 本件対象情報のうち、条例第21条第7号に該当するため非開示とされたものは、本件請求対象文書の一部である。その部分には、相談員の観察内容及び実施機関内部の連絡調整の内容が記載されている。

そして、●●●●に関する相談及び支援に係る事務において、●●●●の特性がある区民が、自分らしい生活を安心して継続できるよう支援するため、実施機関の相談員は、相談者との信頼関係を築き、必要な援助や助言を行っていくことが重要である。同様に、実施機関内部でも、複数の職員が所見を率直に述べ合い、支援の方向性を検討していく必要がある。

こうした行政運営情報を開示した場合、相談者との率直なやり取りが阻害され、相談者との信頼関係の構築が困難となり、また、職員同士の率直な意見交換が阻害されるなど相談支援事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある。したがって、本件請求対象文書の一部が条例第21条第7号に該当するとして本件処分を行ったことは適法である。

- (3) 審査請求人は、●●●●の管轄に居住しておらず、●●●●は当該事務を行う必要すらない旨、また、別途係争中の裁判の争点でもあり、当時の世田谷区が把握していた審査請求人に対する所見等を非公開とする理由が、裁判引き伸ばし以外見当たらない旨主張しているが、本件処分は、条例に基づき、区の相談・支援事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため開示しないこととしたのであるから、この主張は、本件処分の違法又は不当の主張とはいえない。
- (4) 以上のことから、本件処分は、条例に基づき適正に行われており、本件処分には違法又は不当な点はないから、本件審査請求は棄却されるべきである。

4 審査会の判断

審査会は、審査請求人及び実施機関の主張を検討した結果、以下のように判断する。

- (1) 本件審査請求対象文書について

本件請求に係る開示請求書には、「審査請求人が●●●●で相談した時の記録全て」との記載があり、実施機関は「相談記録兼世帯台帳」及び「●●●●相談員の相談記録」を対象文書としている。審査請求書によると、審査請求人は「●●●●相談員の相談記録」に関する一部開示決定処分を取り消し、全部開示を求めている。

したがって、本件審査請求対象文書は、「●●●●相談員の相談記録」と認められる。

- (2) 条例第21条第7号の該当性について

条例第21条第7号は、開示請求に係る保有個人情報に「実施機関・・・が行う事務又は事業に関する情報であって開示することにより、・・・その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼ

すおそれがあるもの」が含まれている場合、当該保有個人情報を非開示とすることを定めている。

本件審査請求対象文書のうち、条例第21条第7号に該当するため非開示とされたもの（以下「本件非開示部分」という。）は、「●●●●相談員の相談記録」の一部である。その部分には、相談員のありのままの観察内容、実施機関内部の連絡調整の内容が記載されている。

●●●●に関する相談及び支援に係る事務においては、●●●●の特性がある区民が、自分らしい生活を安心して継続できるよう支援するため、実施機関の相談員は、相談者との信頼関係を築き、必要な援助や助言を行っていくことが重要である。また、実施機関内部でも、複数の職員が率直にやり取りするなど密接な連携・協力体制の下で進められる必要があるということが出来る。

本件非開示部分につき、ありのままの観察内容の部分を開示する場合には、●●●●に関する相談や支援に係る事務における実施機関と相談者との信頼関係の構築が困難となる。さらに、実施機関内部の連絡調整の内容の部分を開示する場合、連携や協力体制において、率直なやり取りが阻害されるなどの影響が生じ、当該事務を適正に行うことにつき、支障を及ぼすおそれがあると認められる。

なお、審査請求人は、現在世田谷区外に居住しており、世田谷区への相談や世田谷区の支援を受けることはないのであるから、本件非開示部分を開示することにより世田谷区の相談・支援事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれはない旨主張する。しかしながら、この場合に本件審査請求対象文書の全部開示を認めると、同種の他事案において、ありのままの観察内容や率直なやり取りの状況を記述することについて実施機関の萎縮効果が生じるおそれは否定できない。したがって、審査請求人の世田谷区内居住に関係なく、本件審査請求対象文書の全部開示は、実施機関が行う●●●●に関する相談及び支援に係る事務を適正に行うことにつき、支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、審査請求人が主張するとおり条例第21条第7号イからニまでに該当しないとしても、なお、条例第21条第7号本文に該当するため、本件審査請求対象文書を一部開示とした実施機関の判断は妥当であり、本件非開示部分の範囲についても妥当である。

よって、「1 審査会の結論」のように判断する。

5 審査会の経過

日付	審議経過
平成29年9月5日	審査庁（世田谷区長）から諮問を受けた。 （諮問第88号）
平成29年10月13日	（平成29年度第2回審査会） ・事務局から経過概要の説明を受けた。
平成29年11月7日	（平成29年度第3回審査会） ・関係職員から説明を受けた。

平成29年11月21日	(平成29年度第4回審査会) ・審査請求人から意見の陳述を受けた。 ・諮問事項を審査した。
平成30年12月21日	(平成29年度第6回審査会) ・引き続き諮問事項を審査した。
平成30年2月19日	(平成29年度第9回審査会) ・引き続き諮問事項を審査した。
平成30年3月19日	審査庁(世田谷区長)に答申した。